

| | | | | |
|-------------------|--|----------|------------|-----|
| 分野 | 1 1 危険物・防災・保安 (5) その他 | 意見・要望提出者 | (社)経済団体連合会 | |
| 項目 | 給油所毎の揮発油地下タンク最大貯蔵数量の緩和 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 工業地域・工業専用地域を除く用途地域において、最大50klに制限されている第1石油類(ガソリン)の貯蔵総量を100kl程度まで緩和すべきである。 | | | |
| 関係法令 | 建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の9 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 建築基準法に基づき、工業地域・工業専用地域を除く用途地域では、ガソリンスタンドにおける第1石油類の貯蔵総量が50klに制限されている。 | | | |
| 中間公表資料との関係 | 国土交通省関係190頁 | | | |
| 状況 | 措置済・措置予定 (実施(予定)時期: | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| 規制改革推進3か年計画における記載 | 該当なし | | | |
| (説明) | <p>建築基準法は、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物については、その取扱う危険物が火災・爆発の危険性が大きなものであるという特性からして、周辺の市街地環境に与える影響の大きさから、危険物の種類ごとに用途地域に応じてその数量を定めて、建築を制限している。</p> <p>ガソリン地下貯蔵施設に関しても、工業の利便の増進を図るための用途地域である工業地域及び工業専用地域以外の、近隣に多くの住宅の混在する蓋然性の高い用途地域では、50klに制限しているのであり、これについて規制を緩和することは適当でない。</p> | | | |
| 担当局課室名 | 住宅局 市街地建築課(連絡先: 03-5253-8515) | | | |